

原子力発 第12285号
平成25年 3月22日

山口県知事 山本 繁太郎 殿

四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭

伊方発電所の原子力災害対策に係る要請について（ご回答）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は弊社事業運営に対し、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年（2013年）3月15日付平24防災危機第1528号によりご要請のありました下記事項につきまして、ご要請の趣旨を踏まえ、誠意をもって対応させていただきます。

弊社としましては、引き続き、伊方発電所の安全対策を着実に実施し、更なる安全性・信頼性の向上に努めてまいりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

敬具

記

- 1 山口県及び上関町における原子力災害対策への連携・協力
四国電力株式会社は、伊方発電所における原子力災害の発生及び拡大の防止、災害復旧に必要な措置を講ずる責務を有することを踏まえ、山口県及び上関町が原子力災害対策を円滑に実施できるよう、相互に連携・協力すること。
- 2 伊方発電所の異常時における通報
四国電力株式会社は、伊方発電所において異常（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条に定める事象に至る可能性の高い異常）が発生した場合は、迅速に、山口県に通報すること。この場合、山口県は上関町に通報するものとする。
- 3 原子力災害対策に係る情報交換
四国電力株式会社と山口県及び上関町は、原子力災害対策について相互に理解を深めるため、実務担当者間で情報交換を行うこととし、その際、四国電力株式会社は次の事項について情報提供を行うこと。
ア 伊方発電所の運転状況、定期検査の状況、核燃料の管理状況等
イ 伊方発電所の大幅な出力の増加を伴う施設の設置・変更などにより、山口県地域防災計画（原子力災害対策編）の重要な事項に変更が生じる可能性がある場合は、その計画の内容
- 4 原子力損害の賠償
四国電力株式会社は、伊方発電所の運転等に起因して山口県民に原子力損害（風評被害を含む）を与えた場合は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）等関係法令に基づき、誠意をもって賠償すること。

以上